

令和3年4月に小学校入学予定のお子様の保護者様へ

就学援助（新入学児童生徒学用品費等）の入学前支給のお知らせ

上富良野町では、小学校に就学される児童のご家族が、経済的な理由により学用品や給食費などの負担が困難な場合に、保護者に対して必要な援助を行っており、令和3年4月に上富良野町の小学校に入学予定で就学援助の要件に該当し、提出期限までに申請等をされた方に、就学援助の新入学児童生徒学用品費等を入学前の2月に支給する予定です。

①. 就学援助（新入学児童生徒学用品費等）の入学前支給を受けることができる方

1. 令和3年4月から、上富良野町の小学校に入学予定で、就学援助の要件に該当する方
（詳細は「③. 認定基準の目安」をご覧ください）

②. 対象にならない方

1. 生活保護世帯の方
2. 令和3年4月までに上富良野町から転出する方
* 転出をされた場合は、支給した新入学児童生徒学用品費等を返還していただくこととなりますので、転出の可能性のある場合は申請をご遠慮ください。

③. 認定基準の目安

令和元年の世帯全員の収入額が、生活保護基準の1.2倍以下の場合に認定になります。

《給与所得の場合》

収入額＝年間総収入－生活保護基準の基礎控除額－社会保険料

《自営事業・農業所得の場合》

収入額＝年間総収入－必要経費－生活保護基準の基礎控除額－社会保険料

※その他の収入（各種年金、雇用保険、児童扶養手当、譲渡・一時所得等）は、収入額に算入されません。

【例】収入の目安（世帯の構成によって変わります）

- ・ 2人世帯の例 父又は母(20～40歳)、小学生(6歳) 概ね収入額200万円以下
- ・ 3人世帯の例 父又は母(20～40歳)、小学生(6歳)、中学生(12～14歳)
概ね収入額280万円以下
- ・ 4人世帯の例 父・母(20～40歳)、小学生(6歳)、中学生(12～14歳)
概ね収入額330万円以下

※金額はあくまでも目安です。認定及び否認定については、申請後に教育委員会が収入等を計算し決定いたします。

④. 申請方法

同封しました申請書を令和2年12月11日（金）までに、教育委員会に提出してください。

※12月に申請しない場合でも、令和3年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後（5月頃）に新入学児童生徒学用品費等を支給します。支給額、認定基準は変わりません。

⑤. 支給額・支給時期

支給額

- ・ 小学校入学予定のお子様 51,060円

支給時期

- ・ 令和3年2月頃

支給方法

- ・ 申請時に指定していただいた口座に振り込みます。

※今回、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けられた方も、令和3年度就学援助を希望する場合は、別途申請が必要です。新入学児童生徒学用品費等の入学前支給と令和3年度就学援助の認定基準が異なるため、結果が異なることがあります。

ご不明な点がございましたら・・・

上富良野町教育振興課 学校教育班

電話 45-6699 までご連絡をお願いします。